



令和 8 年

美濃加茂市議会第 3 回定例会

提出予定議案等説明会資料

日程案、議案一覧及び条例案の概要

令和 8 年 8 月 1 2 日

目 次

1	令和 8 年美濃加茂市議会第 3 回定例会会期及び議事日程(案)	1
2	令和 8 年美濃加茂市議会第 3 回定例会提出予定議案	2
3	条例案の概要	4

令和8年美濃加茂市議会第3回定例会会期及び議事日程(案)

1 会 期 8月19日(水)から9月18日(金)までの31日間

2 議事日程

日次	月	日	曜日	開 議	区 分	摘 要
第1日	8	19	水	午前9時30分	本会議	提案説明
2		20	木		休会	議案精読
3		21	金			
4		22	土			
5		23	日			
6		24	月			
7		25	火			
8		26	水			
9		27	木			
10		28	金			
11		29	土			
12		30	日			
13		31	月			
14	9	1	火			
15		2	水			
16		3	木	午前9時30分	本会議	市政一般に対する質問
17		4	金	午前9時30分	本会議	市政一般に対する質問
18		5	土		休会	
19		6	日			
20		7	月	午前9時30分	本会議	市政一般に対する質問・ 質疑・委員会付託
21		8	火	午前9時30分	委員会	予算決算常任委員会
22		9	水	午前9時30分	委員会	予算決算常任委員会
23		10	木	午前9時30分	委員会	文教民生常任委員会
24		11	金		休会	
25		12	土			
26		13	日			
27		14	月	午前9時30分	委員会	企画建設常任委員会
28		15	火		休会	委員会審査結果まとめ
29		16	水			
30		17	木			
31		18	金	午前10時	本会議	委員長報告・質疑・採決

3 備 考

- (1) 招 集 告 示 8月12日(水)
- (2) 一般質問通告期間 8月13日(木)午前9時から8月19日(水)午後1時まで
- (3) 質 疑 通 告 期 限 9月2日(水)午後1時まで
- (4) 議 会 運 営 委 員 会 8月14日(金)午前9時30分から
- (提出予定議案等説明会 8月12日(水)午前9時30分から)

令和 8 年美濃加茂市議会第 3 回定例会提出予定議案

【執行部関係】

議案番号	議 案 名	主 管 課	提 出 理 由 の 概 要
承第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 4 号））	財 政 課	補正額 3, 9 7 1 千円 補正後総予算額 2 6, 5 0 5, 9 9 3 千円
議第 7 1 号	美濃加茂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	まちづくり課	地方自治法施行規則の改正に伴い所要の改正を行うもの
議第 7 2 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	スポーツ振興課 高齢福祉課	美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会及び美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会を設置するもの
議第 7 3 号	美濃加茂市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	子育て支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い所要の改正を行うもの
議第 7 4 号	美濃加茂市景観条例の一部を改正する条例について	都市計画課	景観法の改正に伴い所要の改正を行うもの
議第 7 5 号	美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	監査委員事務局 上下水道課	地方自治法の改正に伴い所要の改正を行うもの
議第 7 6 号	令和 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）	財 政 課	補正額 1 1 8, 2 2 4 千円 補正後総予算額 2 6, 6 2 4, 2 1 7 千円
議第 7 7 号	令和 8 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）	国保年金課	補正額 3 3, 4 3 3 千円 補正後総予算額 5, 1 1 3, 7 3 8 千円
議第 7 8 号	令和 8 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）	高齢福祉課	補正額 1 3 5, 2 5 3 千円 補正後総予算額 4, 7 1 1, 7 7 3 千円
議第 7 9 号	財産の取得について	総務課	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、契約について議決を求めるもの
議第 8 0 号	市道路線の認定について	土 木 課	市道本郷 7 2 2 号線外 1 路線の認定
議第 8 1 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	キャリアサポート課	渡邊博栄氏の任期満了に伴う後任委員の選任同意
諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	ひとづくり課	今井直樹氏の任期満了に伴う後任委員の推薦
諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	ひとづくり課	川合伸子氏の任期満了に伴う後任委員の推薦
認第 1 号	令和 7 年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	財 政 課	歳入総額 2 7, 9 5 5, 7 0 8 千円 歳出総額 2 6, 4 0 9, 1 4 8 千円 歳入歳出差引額 1, 5 4 6, 5 6 0 千円
認第 2 号	令和 7 年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について	国保年金課	歳入総額 4, 8 4 7, 6 5 1 千円 歳出総額 4, 7 1 6, 6 7 8 千円 歳入歳出差引額 1 3 0, 9 7 3 千円
認第 3 号	令和 7 年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について	高齢福祉課	歳入総額 4, 3 1 9, 0 3 6 千円 歳出総額 4, 1 8 2, 1 1 1 千円 歳入歳出差引額 1 3 6, 9 2 5 千円
認第 4 号	令和 7 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について	国保年金課	歳入総額 9 3 3, 8 4 8 千円 歳出総額 8 9 0, 2 3 3 千円 歳入歳出差引額 4 3, 6 1 5 千円
認第 5 号	令和 7 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について	高齢福祉課	歳入総額 3 9, 7 9 0 千円 歳出総額 3 8, 6 0 0 千円 歳入歳出差引額 1, 1 9 0 千円
認第 6 号	令和 7 年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について	総 務 課	歳入総額 2, 7 0 5 千円 歳出総額 1, 1 4 0 千円 歳入歳出差引額 1, 5 6 5 千円
認第 7 号	令和 7 年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	総 務 課	歳入総額 1, 6 1 1 千円 歳出総額 5 4 4 千円 歳入歳出差引額 1, 0 6 7 千円

認第8号	令和7年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	上下水道課	○ 収益的收入及び支出（税抜き） 収入決算額 1, 475, 189千円 支出決算額 1, 417, 220千円 純利益 57, 969千円 ○ 資本的收入及び支出（税込み） 収入決算額 111, 299千円 支出決算額 331, 302千円 （不足分は過年度分損益勘定留保資金等で補てん）
認第9号	令和7年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について	上下水道課	○ 収益的收入及び支出（税抜き） 収入決算額 2, 159, 031千円 支出決算額 2, 132, 832千円 純利益 26, 199千円 ○ 資本的收入及び支出（税込み） 収入決算額 1, 373, 160千円 支出決算額 1, 789, 763千円 （不足分は過年度分損益勘定留保資金等で補てん）

〔議第 7 1 号〕

美濃加茂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）
条例改正に影響する施行日	令和 8 年 1 0 月 1 日
改正された法令	地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）
条例改正に影響する条	第 1 8 条の 3 第 1 項、第 1 9 条第 1 項

○ 条例改正趣旨

地方自治法施行規則の改正により、引用する条項についてずれが生じるため、所要の改正を行うとともに、字句の整理を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の改正（第 2 条関係）

「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改めます。

○ 引用条文の改正（第 4 条関係）

「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改めます。

○ 引用条文の改正（第 1 2 条関係）

「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 9 条第 1 項」に改めます。

○ 字句の整理（第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 2 条関係）

略称規定の追加等字句の整理を行います。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行します。

〔議第 7 2 号〕

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会の設置

老人福祉法第 11 条第 1 項の規定により、養護老人ホーム等への入所措置の適正な実施を行う美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会を設置するために所要の改正を行うものです。

○ 美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会の設置

新体育館の整備に関する基本計画の策定について、多角的な視点と専門的な知見にわたる意見交換を行う美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会を設置するために所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 附属機関の追加（別表関係）

市長の附属機関として、美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会及び美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会を新たに加えます。

(1) 美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会

附属機関名	美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会
所掌事項	老人福祉法第 11 条第 1 項に規定する入所措置に関すること。
委員の構成	(1) 加茂医師会所属の医師 (2) 可茂保健所長 (3) 地域包括支援センター長 (4) 老人福祉施設長
委員の定数	7 人以内
委員任期	1 年

(2) 美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会

附属機関名	美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会
所掌事項	美濃加茂市新体育館整備基本計画策定に関すること。
委員の構成	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体を代表する者 (3) その他市長が必要と認めるもの
委員の定数	15 人以内
委員任期	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第１項）

この条例は、令和８年１０月１日から施行します。

○ 経過措置（第２項）

この条例の施行の日以後、最初に委嘱される美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会委員の任期は、別表の規定にかかわらず、令和９年３月３１日までとします。

○ 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第３項）

別表に美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会委員及び美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会委員を加え、美濃加茂市老人ホーム入所判定員を削ります。

※日額１１，０００円（職務の時間が２時間以上４時間未満の場合は５，５００円、２時間未満の場合は３，０００円）

〔議第 7 3 号〕

美濃加茂市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 4 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 1 0 月 1 日
改正された法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）
条例改正に影響する条	第 5 条

○ 条例改正趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、引用する条項について項ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の改正（第 4 条関係）

「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）
条例改正に影響する施行日	公布の日（令和 8 年 5 月 2 7 日）から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
改正された法令	景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）
条例改正に影響する条	第 1 6 条

○ 条例改正趣旨

景観法の改正により、引用する条項について項ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の改正（第 1 2 条関係）

「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行します。

〔議第 7 5 号〕

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）
条例改正に影響する施行日	令和 8 年 9 月 2 4 日
改正された法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
条例改正に影響する条	第 2 4 3 条の 2 の 8

○ 条例改正趣旨

地方自治法の改正により、引用する条項について条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市監査委員条例の一部改正

○ 引用条文の改正（第 3 条関係）

「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改めます。

第 2 条 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

○ 引用条文の改正（第 6 条関係）

「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行します。